

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://www.kmlaw.jp/>



Vol.31

発行: 令和2年7月

これだけは押さえておきたい 民法(債権関係) 改正の要点



弁護士法人 小寺・松田法律事務所
弁護士 小寺 正史

民法は約120年前に制定され、何度か改正されましたが、債権関係についてはほとんど改正されませんでした。この度、債権関係の条項が大幅に改正され、2020年4月1日から施行されました。

民法制定から120年を経過し、取引の複雑高度化、高齢化・情報社会の進展など、社会・経済は大きく変化し、これに対応した法整備が必要となっていました。

また、これまでに多数の判例や解釈論が実務に定着しましたが、基本的なルールが国民には見えない状況となっていました。そこで、国民に分かりやすい民法とすることが必要不可欠となっていました。

このようなことから、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に改正されました。

社会・経済の変化への対応の観点から、消滅時効期間を統一する等の消滅時効制度の見直

し、法定利率の見直し、賃貸借契約の保証などの根保証の保証限度額を定める必要があるとする等の保証人の保護の方策など、様々な改正がされました。また、バスなどの運送約款やインターネットサイトの利用規約などの約款に関して規定がありませんでしたが、新設されています。

国民一般に分かりやすい民法とする観点から、契約の原則など法律上前提とされている原則を明文化しました。また、判例などによって実務に定着したルール、例えば賃貸借契約終了時の原状回復や、敷金に関するルールなどを明確化しました。

今回の民法改正は多岐にわたっており、詳細に説明するとなると相当なボリュームとなります。本誌においては、主な改正点の概略をご紹介します。ご不明の点や詳細につきましてはお問い合わせください。対応させていただきます。

判断能力が欠けていた場合や 勘違いがあった場合の救済



岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏

契約の拘束力

私たちは、自分が「自由な意思」によって契約を結んだ以上、その契約を守らなければなりません。

しかし、契約の締結が「自由な意思」によらない場合には、契約を守れと強制することが酷な場合があります。例えば、次にみる「意思能力」がない人が契約を結んだ場合や、錯誤や詐欺、強迫等があって真意に基づかずに契約が結ばれた場合です。

今回の民法改正では、この点につきいくつかの改正がなされましたので、簡単に説明します。

「意思能力」の規定の新設

今回の民法改正では「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」(3条の2)という規定が新たに設けられました。

「意思能力」というのは、自分の行為の法的な結果を認識し、判断することができる能力のことをいいます。難しい言い回しですが、重度の認知症の高齢者が訪問販売で高額な布団を買わされた場合を思い浮かべていただければご理解いただけると思います。布団の売買契約を結べば相場からかけ離れた高額な代金を支払わなければならない結果となる、といったことを認識できる能力が「意思能力」であり、そのような能力がないのに買ってしまった場合には、その売買契約は無効となる、ということです。その結果、買主は代金を支払わなくてもよくなり、既に代金を支払ってしまった場合でも返してもらえることになります。

民法改正前も、判例では意思能力がない者の行った行為は無効とされていました。今回の改正ではそれを民法に盛り込んだわけですが、高齢者を食い物にする悪徳商法に対抗するためには「意思無能力→無効」を明記した条文上の根拠があった方が心強いといえるでしょう。

「錯誤」規定の改正

誤解があって意図しない契約を結んでしまった場合も、自由な意思に基づいて契約を結んだとはいえません。しかし、契約を結んだ一方の当事者に些細な誤解があったからといって常に無効とされてしま

うのでは、相手方としては安心して契約を結ぶこともできないでしょう。

そこで、「錯誤」があった場合のうち、どのような場合に契約の拘束力が否定されるのかのルールが必要になりますが、このルール(95条)についても、これまでの判例の考え方等が反映される形で大きく改正されました。要点のみ説明します。

まず、錯誤には、①売買契約書に代金を「1,000万ドル」と書こうと思ったのに間違えて気付かずに「1,000万円」と書いてしまった、というケースのように、表示(1,000万円)に対応する意思がない(表示と意思の不一致)というタイプがあります。このタイプの錯誤に基づいて結ばれた契約は、「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」には取り消すことができるものとされています。どんな些細な錯誤でも取り消せることになると、あまりにも契約の相手方の地位が不安定になってしまうので、取り消すことができるのは重要な錯誤があった場合のみとされているのです。

錯誤には、もう一つ、②近くに新幹線の駅ができる予定だと思って土地を買った(売買契約を結んだ)が、実ははじめからそのような予定はなかった、という場合のように、売買契約の基礎とした事情についての認識が真実に反している(事実と認識の不一致)というタイプがあります。

このタイプの錯誤に基づく契約は、錯誤が重要なものであったということに加えて、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」場合に限り取り消すことができるものとされました。「新幹線の駅ができる予定があるから、近隣の土地を買おう」というような意図・動機が本人の心の中にしかないのに、それによって契約が無効とされたのでは相手方にとってはたまらないので、それが外部に表示され、相手方も「ああ、この人は新幹線の駅ができるからこの土地を買おうと思っているんだな」と認識可能な場合に限り取り消すことができるものとされています。

なお、いずれの錯誤も、本人の重大な過失によるものである場合は、本人の責任が大きいので、基本的に取り消すことはできません。

債権の消滅時効期間が大幅に見直されました。



弁護士 大塚 智子

今回の民法改正で、消滅時効の制度が変更されました。消滅時効とは、権利を行使しないまま一定の期間が経過した場合、その権利を消滅させる制度です。そのため、権利は、消滅時効の期間が経過する前に行使する必要があります。改正の要点についてご説明します。

時効期間の変更

①債権の時効期間は、改正前には原則10年としつつも、仕事や権利の内容等により複数の時効期間が定められ複雑でした。そのため、改正によってシンプルに統一されました。

改正前

原則	10年		
特則	飲食代金1年	塾の月謝2年	請負工事代金3年 など

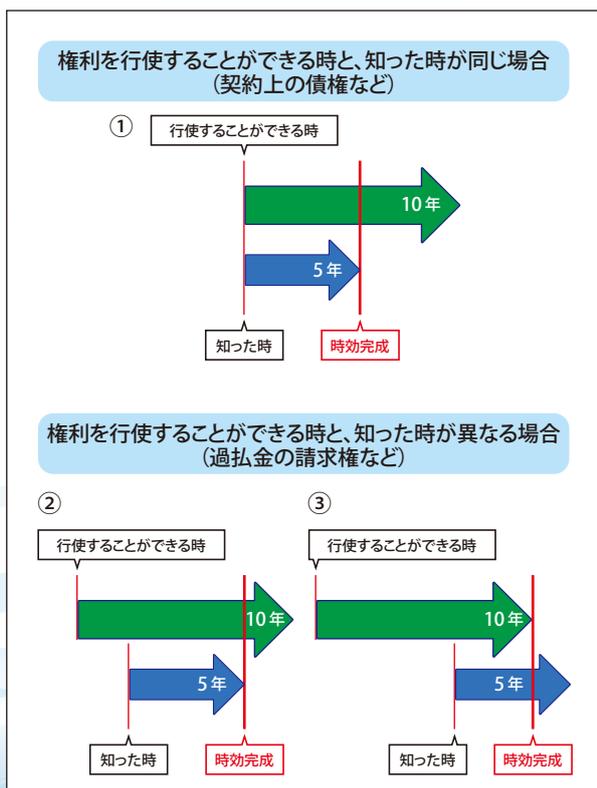


改正後

起算点	時効期間
権利を行使することができることを知った時から	5年
権利を行使することができる時から	10年

※なお、賃金請求権については、当面の間3年とされています。

②時効起算と起算点の関係は、以下の3パターンに分けられます。



③損害賠償請求権の時効期間は、法的構成により異なります。しかし、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、被害者保護等の見地から、時効期間を延長する特例が制定され、時効期間が統一されました。

	起算点	時効期間	生命・身体の侵害の場合の特則
債務不履行に基づく損害賠償請求権	権利を行使することができることを知った時から	5年	5年
	権利を行使することができる時から	10年 → 20年	
不法行為に基づく損害賠償請求権	損害及び加害者を知った時から	3年 → 5年	
	不法行為の時から	20年	20年

協議による時効完成の猶予の規定が新設

当事者間において、権利についての協議を行う旨の合意が書面等でされた場合は、一定期間、時効が完成しないこととなりました。

改正前は、当事者間で紛争解決に向けた協議中であっても、消滅時効が進行するため、時効完成を防ぐ目的で裁判を起さざるを得ないことがありました。

しかし改正により、そのような手間や費用をかけることなく、協議が柔軟に続けられることになりました。

最後に

このほかにも、消滅時効の進行や完成を妨げる事由についても変更がなされました。

これらの変更は、原則として、令和2年4月1日以降に発生した権利について適用されます。(ただし、例外もあります。)

時効期間について、ご心配がある場合には一度ご相談ください。

改正民法はわかりやすさを目的に、 原則的なルールを明文化しました。



弁護士 角 大祐

契約に関する基本原則の明記

近代民法の基本原則の一つに契約自由の原則があります。契約自由の原則の具体的内容は、以下のとおりです。

- ① 契約を締結し又は締結しない自由
- ② 契約の相手方を選択する自由
- ③ 契約の内容を決定する自由
- ④ 書面や口頭など契約締結の方式を選べる自由

この契約自由の原則は、あまりにも基本的な原則であるため、改正前の民法には明文の規定はありませんでした。

しかし、今回の民法改正では、誰でも分かる民法とする趣旨のもと、契約自由の原則についても、改めて明記されました。

契約の申込みの効力

契約は申込みと承諾によって成立します。そして、申込みや承諾の通知が相手方に届くまでに時間を要する者を「隔地者」といい、時間を要しない者を「対話者」といいます。

改正前の民法には、対話者に対して、「～までに回答してください。」などの承諾期限を定めずに行った申込みの効力についての規定がありませんでした。

今回の改正では、対話者に対して承諾期限を定めずに行った申込みの効力について、以下のルールが明記されました。

- ① 対話が継続している間は撤回が可能。
- ② 承諾を得ないまま対話が終了した場合、申込みは効力を失う。
- ③ 対話が終了した後も申込みの効力が消滅しない旨の意思表示をした場合は、対話終了後も申込みは効力を失わない。

隔地者間の契約の成立時期

意思表示は原則として、相手方に到達した時に効力が生じます(到達主義)。

しかし、改正前の民法では、隔地者間の契約においては、取引の迅速性を確保するため、例外的に承諾の意思表示を発信した時に契約が成立するとされていました。

もともと、通信手段が限られていた昔ならともかく、電話やメールなどの迅速な通信手段が発達した今日においては、承諾の通知が到達した時に契約が成立するとしても取引の迅速性には不都合は生じません。

そこで今回の改正では、隔地者間の契約においても原則どおり、承諾の意思表示が相手方に到達した時に契約が成立することとされました。

危険負担の規定の見直し

売買契約の目的物引渡債務と代金支払債務のように当事者双方が債務を負う契約を双務契約といいます。危険負担とは、このような双務契約において、一方の債務が債務者の責めに帰すべき事由(帰責事由)によらずに履行不能となった場合、その他方の債務がどのような影響を受けるのかを定める制度です。

双務契約の一方の債務が債務者の帰責事由によらずに履行不能となった場合は、原則として、他方の債務も消滅します。

ただし改正前の民法では、例外的に、建物などの特定物を対象とした売買契約等の双務契約において、債務者の帰責事由によらずに目的物が滅失又は損傷した場合には、他方の債務は存続するとされていました。例えば、建物の売買契約締結後に、その建物が地震によって壊れてしまった場合でも買主の代金の支払い義務は存続することになります。そのため、買主は不測の事態に対して過大なリスクを負うという問題がありました。

そこで今回の改正では、建物などの特定物を対象とした売買契約等の双務契約において、債務者の帰責事由によらずに目的物が滅失又は損傷した場合にも、原則どおり、他方の債務の履行を拒絶することができるようになりました。

相殺が禁止される債権

相殺とは、当事者が互いに債権を有する場合に、一方の意思表示によって、互いの債権を金額が重なり合う範囲で消滅させることをいいます。

改正前の民法では、相手方の債権(受動債権)が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合には、相殺ができないとされていました。

今回の改正では、相殺禁止の対象となる受動債権は以下の①及び②に限定されました。そのため、今後は、受動債権が不法行為に基づく損害賠償請求権でも、①及び②に該当しなければ、相殺が可能となりました。

① 加害者の悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権

② 人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権

なお、②には不法行為に限らず債務不履行(例えば安全配慮義務違反など)に基づく損害賠償請求権も含まれます。

個人の保証ルールが見直されました。



滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦

根保証についての改正

極度額の定めのない根保証（継続的な取引から生じる不特定の債務をまとめて保証）契約は、すべて無効と扱われることになりました。

改正前の民法では、貸金等の保証については極度額（支払義務を負う最大限の額）の定めが必要であるとされていたものの、不動産の賃貸借契約などでは極度額を定めない根保証契約が有効とされていました。

しかし、賃借人である主債務者が多額の賃料を支払わないまま所在不明になるなど、保証人が想定外の多額の債務を負担しなければならないこともあり、貸金等以外でも保証人の負担を軽減する手立てが必要とされていました。

そこで、根保証については、すべて極度額を定めなければならないと改正されました。

不動産賃貸に関わる方には十分に気をつけていただきたい改正点です。

事業用融資に関する第三者保証の制限について

事業用融資に関して、その企業の保証人になる（なってもら）場合には事前の意思確認が必要になりました。

社長の友人や親族など、その企業の経営に関与しない方が保証人となり、その企業が破綻した結果、多額の債務を負わされ、保証人自身も生活が破綻してしまうケースが多く見られました。

そこで、その企業に経営に関与しない個人が保証人となる場合には、事前に公正証書を作成し、保証意思を確認しなければならないというルールが設けられました。

保証意思の確認にあたっては、①保証しようとしている主債務の具体的な内容の認識②主債務者が支払をしなければ、自らが支払義務を負うことについての理解などを確認し、保証人が保証契約のリスクを十分に理解した上で保証契約を締結しようとしているかどうかを見極めることになっています。

この意思確認の手続を怠った場合には、保証契約が無効となってしまいますので、ご注意ください。

保証契約締結時の情報提供義務

個人に事業上の債務の保証を委託する場合には、保証人に主債務者の①財産及び収支の状況②主債務以外の債務の有無、その債務の額、その債務の履行状況③保証人以外に担保として提供するもの（不動産の抵当権など）について情報提供しなければならないとされました。

情報提供を行わなかった場合には、保証人は保証契約を取り消すことができます。ただし、保証人が主債務者の財産状況を誤認して保証契約をしたこと、主債務者が情報提供しなかったことを債権者が知っていた（又は知ることができた）という場合に限られます。

期限の利益喪失に関する情報提供義務

保証人が個人である場合、債権者は主債務者が期限の利益を喪失したことを知ったときから2ヶ月以内にそのことを保証人に通知しなければならないこととされました。

この通知を怠った場合には、債権者は保証人に対して、期限の利益喪失時から通知までの間に発生した遅延損害金の請求を行うことができなくなりますので、注意が必要です。

主債務者の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の履行状況に関して、債権者は保証人に情報提供を行う義務が設けられました。

保証人が個人であろうと法人であろうとを問わず、債権者は、保証人から請求を受けたときは、主債務の元本、利息、違約金、損害賠償等について不履行の有無、残額、残額のうち弁済期が到来しているものの額について情報提供しなければならないとされました。

この情報提供の制度については、保証人が法人である場合も含まれますので、ご注意ください。

債務不履行に関する 規定の改正について



弁護士 日和 優人

債務不履行による損害賠償の帰責事由

債務不履行とは、債務者が自らの債務を履行しないことを言います。これによって債権者に損害が発生した場合、債権者は債務者に対して損害賠償請求をすることが出来ます。

しかし、債務者の責めに帰すべき事由（帰責事由）がない場合は、債務者は責任を免れることが出来ません。例えば、AはBに売った機械を引渡すことが出来なかったが、それは引渡す前に通常想定できない規模の地震が発生し、引渡し前にその機械が壊れてしまったからだったという場合は、債務者である売主Aは責任を免れます。

これまでの民法では、この点の規定が不十分であったため、今回の改正により明文化されました。

また、帰責事由の有無の判断方法についても、契約や社会通念に照らして判断されるということが明記されることになりました。

契約解除の要件

①債務者の帰責事由が不要に

債務者が債務不履行となった場合、債権者はその契約を解除することが出来ます。ただし、これまでは損害賠償請求と同様に、債務者に帰責事由がある場合だけに限られていました。

しかし、上記の地震の例の場合、買主Bとしてはすでに機械の引渡しを受けられないのにもかかわらず、Aに帰責事由がないために契約を解除できないことになり、不当な結果となります。

そこで、今回の改正により、債務者に帰責事由がなくても債権者は契約を解除できることが明記されました。

②催告解除の要件

契約を解除する場合、債権者は相当の期間を定めて債務者に履行の催告をし、その期間内に履行がないときには解除が出来ます（催告解除）。

ただし、これまでも契約や取引上の社会通念に照らして不履行が軽微な場合には解除できないと解釈されており、今回の改正では、この点が明文化されました。

③無催告解除の要件

さらに一定の場合には、債権者は履行の催告をせずとも契約を解除することが出来ます。（無催告解除）

具体的には、債務の全部が履行不能になった場合や債務者が全部の履行拒絶の意思を明確に表示した場合などです。

これまで無催告解除に関する規定はありませんでしたが、今回の改正により明文化されました。

売主の契約不適合責任

売買契約において商品に品質不良や品物違い・数量不足などの不備があった場合、売主は買主に対して責任を負います。（これまでの「瑕疵担保責任」に変わり「契約不適合責任」となりました。）

今回の改正では、買主側の救済方法が広がり、これまで認められていた損害賠償請求や契約解除に加え、修理や代替物の引渡請求や代金減額請求が認められることになりました。

買主がこうした請求をするためには、買主が不適合を知ってから1年以内に売主に不適合の事実を通知する必要があります。

原始的不能な場合の損害賠償

原始的不能とは、契約を締結した時点ですでに債務を履行することができなかったことを言います。例えば、AとBが2月2日にA所有の別荘をBに売るという契約を締結したが、実はその別荘が2月1日に火災で焼失していた。というような場合がこれに当たります。

従来は原始的不能の場合に、債権者が債務者に対して（上の例ではBがAに対して）債務不履行に基づく損害賠償請求が出来るかについての規定はありませんでした。

そこで、今回の改正では、原始的不能の場合であっても、債務不履行に基づく損害賠償を請求することは妨げられない旨の規定が明記されました。

賃貸借契約に関する 民法改正の要点



弁護士 橋田 幸典

連帯保証人の保護

個人が賃借人の債務を連帯保証する場合は「個人根保証契約」となり、極度額(上限額)を定めないと無効となります(465条の2)。例えば「極度額100万円」などと書面で合意してはじめて保証契約は有効となり、保証人はその限度で責任を負います。極度額は当事者間で決定できますが、国交省の資料によれば、賃料2年分+原状回復費用程度が妥当との見解もあり、高額すぎると公序良俗違反等で無効となりかねないので注意が必要です。

また、保証人から賃貸人に対し、「賃借人が家賃を滞納していないか」などと支払状況等の問合せがあった場合は、賃貸人は保証人に情報提供する義務を負います(458条の2)。保証人は、定期的に履行状況を確認することで、知らないうちに多額の家賃を滞納し請求を受ける不測の事態を防げます。

存続期間

賃貸借の存続期間の上限が20年から50年に延長されました(604条)。もともと借地借家法で、①建物賃貸借では旧604条の適用が排除され、20年を超える契約も可能であり、②建物所有目的の土地賃貸借の存続期間は原則30年とされ、30年を超える契約も可能でした。しかし、これ以外の土地(ゴルフ場、太陽光発電所、資材置き場、駐車場等)や動産について20年を超える契約ニーズがあったため、今回の改正となりました。

契約期間中の修繕

(1)賃借人に帰責事由があるとき

契約期間中、賃貸人が修繕義務を負うことには変わりはないのですが、賃貸物の損壊等につき賃借人に帰責事由がある場合には、賃貸人が修繕義務を負わないことが明文化されました(606条1項但書)。

(2)賃借人の修繕権

賃借人が、賃貸人に対して、賃貸物の修繕が必要である旨を通知するか、賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず相当期間内に修繕をしないとき、あるいは、急迫の事情があるときは、例外的に賃借人が修繕することができます(607条の2)。

ただし、賃借人が独断で修繕を行った場合、修繕の必要性等について紛争が生じかねないので、契約書において、要修繕箇所があった場合には、賃借人が賃貸人にその旨を通知し、修繕の必要性等について協議した上で修繕箇所・内容を決定する等の手続を定めることが望ましいです。

賃貸物の一部滅失等及び全部滅失等

(1)一部滅失等と賃料の当然減額

賃貸物の一部滅失その他の事由により、賃借人に帰責事由がなく賃貸物の使用・収益が不能となった場合、使用・収益不能部分の割合に応じて、賃借人からの請求がなくても当然に賃料減額の効果が生じることとなりました(611条1項)。

賃貸人としては、契約書で、611条の適用を排除し、①賃料減額がなされる理由を限定する。②重要部分の使用収益が可能な場合は減額できないものとする。などの規定を入れる等の対応が考えられます。

(2)一部滅失と解除

一部滅失等により使用・収益可能な部分のみでは契約の目的が達成できないときは、賃借人は契約を解除することができます(同2項)。ただし、滅失等が賃借人の過失による場合には、賃貸人は賃借人に損害賠償請求することは可能です。

(3)全部滅失と契約終了

加えて、従来判例法理により、賃貸物が天災等により全部滅失等した場合には賃貸借契約は当然終了するとされていましたが、616条の2でその旨が明文化されました。

原状回復義務・収去義務

(1)原状回復義務

賃貸借終了時、①賃借人は物件引渡し後に生じた損傷(通常損耗、経年劣化を除く)を原状に回復する義務を負いますが、②賃借人に帰責事由がないときは、原状回復の対象とはなりません。また敷金から費用を相殺することも出来ません。(621条)。

(2)収去義務

賃借人は、賃貸借終了時、賃借物を受け取った後に附属させた物の収去義務を負いますが、賃借物から分離不可能な物、分離するのに過分の費用を要する物については収去義務を負いません(622条、599条1項)。

敷金

敷金については、明確な定義規定が置かれるとともに、①賃貸借が終了し、かつ、賃貸人が賃借人より賃貸物の返還を受けたとき(または賃借人が適法に賃借権を譲渡したとき)には、賃貸人は、敷金から賃借人の債務を控除した残額を返還する義務を負うこと、②賃貸人から賃借人の未払債務と敷金を相殺することは可能だが、賃借人からの相殺はできないことが明文化されました(622条の2)。

法定金利に関する 大幅な見直しがされました。



弁護士 細谷 祐輔

債務の利率は、当事者の合意があれば合意した利率に従うのが原則です。合意がなければ法律で定められた法定利率が適用されますが、民法改正前は民事法定利率が年5%、営業資金の借入れ等の商行為による債務に適用する商事法定利率が年6%と定められていました。

実はこの法定利率は、民法制定時の市中金利を前提に定められていましたが、120年あまり一切見直しがなく、現在の市中金利を大幅に上回っていました。

そこで、改正により商事法定利率を廃止するとともに年3%に利率が引き下げられました。また、3年ごとに利率を見直し、市中金利の変動が大きければ1%刻みで変更が可能となり、より実社会の情勢に合うものとなりました。

改正後の利率の適用は、改正法施行後に生じた債務からになります。例えば交通事故の損害賠償債務の場合、事故日が本年4月1日以降であれば改正後の利率が適用されます。

法定利率が3%に下げられたことで、交通事故の損害賠償金等の遅延損害金は減額となります。他方で、後遺障害による逸失利益(将来得ることのできた利益が失われたことに対する損害)の算定に当たり控除される利息(中間利息控除)の額も減額されますので、実際の逸失利益は増額となります。

寄託契約の改正ポイントについて。

合意のみによる契約の成立

旧法では、合意があっても物が交付されるまでは契約は成立しないものとされていましたが、改正により合意のみでも契約が成立することとされました。

寄託物に関する第三者による権利の主張について

第三者が受寄者に訴訟を提起した場合、受寄者は寄託者に通知しなければなりません。改正により、原則として寄託物は寄託者に返還しなければならないが、第三者に引き渡すことを命ずる判決が確定した場合には、その第三者に引き渡すこととされました。

損害賠償および費用償還の請求権の期間制限

寄託物の一部滅失等による賠償請求や保管中の費用の請求は、寄託物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならないとされました。

混合寄託

混合寄託とは、受寄者が複数の寄託者から保管を委託された同一の種類・品質の物を混合して保管し、後に同じ数量を返還する寄託です。改正により、各寄託者の承諾があれば混合寄託が可能であることや、寄託物の一部が滅失した場合、寄託物全体に対する寄託した物の割合に応じた数量の返還を請求できることが規定されました。

消費寄託

消費寄託とは、受寄者が保管を委託された物そのものではなく、種類・品質・数量の同じ物を返還するという寄託で、預金契約が典型です。

改正により、定義が明記され、返還できない場合は、その時における物の価額を返還すべきことや預貯金については特例として受寄者である銀行等が期限前に返還できることが規定されました。

消費貸借契約の改正のポイントについて。

消費貸借とは、当事者の一方(借主)が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方(貸主)から金銭その他の物を受け取ることを内容とする契約です。

合意のみでの契約が可能となります

旧法では、合意があっても実際に金銭が借主に交付されるまで契約が成立しないものとされていました。改正により、書面により契約することを要件として、合意のみで契約を成立させることが可能となりました。

借主は金銭の交付を受けるまでは契約を解除できま

す。損害が生じた場合、貸主は賠償請求できますが、相当の調達コストがかかる高額融資のような場合を除き、消費者ローン等の少額多数の融資は賠償対象とならないと考えられています。

借主はいつでも返還が可能です

借主は、返還時期の定めがあっても、返還時期の前であっても返還をすることができます。この場合、貸主は借主に対し、損害賠償を請求できますが限定的な場面に限られます。

発注と請負。 双方の立場と利益を明確にしました。



弁護士 横井 千穂

1 報酬の請求について

①仕事を完成することができなくなった場合、又は、②請負が仕事の完成前に解除された場合で、請負人がすでにした仕事の可分な部分によって注文者が利益を受けるときは、その利益の割合に応じて報酬を請求することができるが、明文化されました。さらに、仕事を完成することができなかったことについて注文者側に責められるべき理由や落ち度がある場合は、報酬の全額を請求することが可能です。

改正前の民法では、請負の報酬について、途中で契約が解除されるなどした場合については特にルールが定められていませんでした。しかし、実際には、中途の結果について報酬が請求され、紛争となることも少なくないことから、この点について規定がなされました。

2 トラブルを未然に防ぐために

もっとも、仕事が未完成で契約が終了した場合に、どの程度の報酬を請求することができるのかが明確でないと、トラブルになる可能性があります。そこで契約の際には事前に、工程や部分ごとに報酬明細（内訳）を定めておくと、一定の目安になると思われます。また、複数回に分けて納品をする場合には、納品部分ごとに報酬を取り決めておくことも考えられます。

3 担保責任についても明文化

(1)担保責任の内容

請負人は、請け負った仕事の結果が契約で定めた内容と違っている場合には責任を負います。請負人の責任として、注文者は、①修補等の履行の追完、②損害賠償請求、③契約の解除、④代金減額請求ができると規定されました。

請負人が責任を負うかどうかに関して、仕事の結果（品質等）が契約で定めた内容に合っているかどうかの問題とされることから、契約書や仕様書などで、仕事の目的物の品質等についてきちんと特定しておくこ

とが今まで以上に重要になります。

(2)解除権制限規定の削除により注文者の権利を守ります。

改正前の民法では、建物等の土地工作物の請負では、深刻な欠陥があっても、注文者は契約解除をすることができないと規定されていました。これは、社会経済上の損失の大きさを考慮したものといわれています。しかし、現代においては、深刻な欠陥があっても解除できないのは、注文者にとってあまりにも不合理ではないかとの指摘がされていました。

そこで、改正法では、今までの建物等の土地工作物の請負における「注文者の解除権を制限する規定が削除されました。

(3)権利行使の期間制限の見直し

改正前の民法では、注文者が請負人に責任を追及するには、原則として目的物の引渡し等から1年以内に、例外的に、建物等の建築請負では引渡しから5年以内、その建物等が石造、金属造等の場合は引渡しから10年以内に権利を行使することが必要でした。しかし現実的には、欠陥に気づかないまま期間が経過してしまうおそれがあり、制限期間内に権利行使することまで要求するのは注文者にとって、負担が大きいなどの問題がありました。

そこで、改正法では、契約で定めた内容と異なっていることを知ってから1年以内に、通知することと改められました。また、建物の構造等の例外的取扱いは廃止されました。

起算点が、契約と異なっていることを知った時となったことにより、請負人が、長期間経過後に期せずして修補等の請求を受ける可能性が出てきました。そこで、請負人としては、契約で責任を負う期間について別途定め、リスクを減らすなどの自衛策が必要と考えられます。

連帯債務・債権譲渡・債務引受



弁護士 松田 竜

1 連帯債務の改正

従来、連帯債務者の一人に対する履行の請求、更改、相殺、債務の免除、時効の完成は、他の連帯債務者に対しても効力を生じるとされていました（絶対効）。例えば、債権者が連帯債務者A、Bの一人（A）に対して債務を免除したときであっても、他の連帯債務者（B）に対しても免除の効力が及ぶこととされていました。

今回の民法改正では、履行の請求、債務の免除、時効の完成については相対効と改められ（相対効の原則）、ただし当事者間で別の合意をしたときは合意の効力を認めることとされました。

2 債権譲渡に関する改正

(1) 譲渡制限

従来から債権譲渡自由の原則が認められていましたが、当事者が反対の意思表示（譲渡禁止）をしたときは債権譲渡はできず、これに違反した債権譲渡は無効と解されていました。しかし、このような制度では、債権譲渡（譲渡担保）による資金調達を妨げるとの指摘がありました。

今回の民法改正では、譲渡制限の合意があっても債権譲渡は無効にはならないものと改められました。ただし、見知らぬ第三者が債権者になることを防ぎたいという債務者の利益にも配慮し、譲渡制限を知り又は重過失により知らずに（悪意・重過失）債権を譲り受けた譲受人に対しては、債務者は債務の履行を拒むことができ、かつ、債権を譲渡してしまった元の債権者に対する弁済等を譲受人にも主張することができることとされました。また、譲受人の利益にも配慮して、債務者が債務を履行しないときは、譲受人は債務者に対して相当期間を定めて譲渡人への債務の履行を催告し、それでも履行がないときは債務者は

譲受人に債務を履行しなければならないことが定められました。

ただし、預貯金債権については譲渡制限特約が付されていることが一般的であることから、概ね、従来どおりの取扱い（悪意重過失の譲受人に対して譲渡制限を対抗することができる）とすることが明記されました。

(2) 異議無き承諾

従来、債務者が異議をとどめないで債権譲渡の承諾をしたときは、債務者は、譲渡人に対して主張することができた事由であっても、譲受人には対抗できないとされていました。

今回の民法改正では、異議をとどめない承諾の制度を廃止し、債務者が譲渡人に対して有する抗弁は、債務者が抗弁を放棄する旨の意思表示をした場合を除き、譲受人に対しても主張することができることと定められました。

3 債務引受に関する改正

債務引受とは、第三者が、債務者が負担する債務と同一の内容の債務を契約によって負担することです。元の債務者が債務を免れる「免責的債務引受」と、元の債務者が引き続き債務を負担する「併存的債務引受」があります。従来、民法には規定がありませんでしたが、判例によって認められていました。

今回の民法改正では、債務引受の規定が明文化され、債権者と引受人との契約、又は債務者と引受人が契約をして債権者が承諾をすることによって、債務引受が成立することが明確化されました。また、債務引受が効力を生じたときに引受人が主張することができた抗弁を債権者に対して対抗することができることなどが明記されました。

債権者代位権

(1)債権者代位権は、債権者が自己の債権（被保全債権）を保全するために必要があるときは、債務者の第三者に対する権利（被代位権利）を債務者に代わって行使することができる制度で、後述の詐害行為取消権と同様、債務者の責任財産（強制執行の引き当てとなる財産）を保全するための制度です。

(2)改正法では、従来の解釈上異論のなかった点（差押禁止債権の代位行使不可、強制執行により実現することのできない債権を保全するための代位権行使不可）を明文化すると共に、これまでの判例法理を明文化しています。その主なものは次のとおりです。

①被保全債権の額の範囲でのみ被代位権利を行使できること、②被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、債権者が相手方に直接の支払等を請求できること（併せて、相手方の債権者への直接支払等によって被代位権利が消



苦小牧事務所長 弁護士 中野 正敬

滅すること）等が規定され、さらに、③いわゆる転用型（責任財産の保全を目的としない）の債権者代位権の一つとして、登記又は登録が対抗要件とされている財産について、登記等の請求権を保全するための債権者代位権の規定が設けられました。

(3)一方、従来の判例法理と異なる規律として、債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者による被代位権利の処分は禁止されない旨規定され、併せて代位行使の相手方が債務者への履行を妨げられないことが規定されました。

(4)なお、改正法は、被代位権利が施行日後に発生した場合に適用されます。

詐害行為取消権

(1)詐害行為取消権（以下「取消権」）は、債務者が債権者を害することを知ってした行為（詐害行為）について、債権者がその取消等を裁判所に請求することができる制度で、類似の制度としては、破産法における否認権があります。

改正点は多岐にわたりますが、主なものは次のとおりです。

(2)破産法上の否認権の要件とのバランスを考慮し、①相当の対価を得てした財産の処分行為、②特定の債権者に対する債務の消滅等に関する行為、③過大な代物弁済等の3つの特則が規定され、各類型におけるの要件が明確化されました。

(3)転得者（詐害行為によって利益を受けた受益者から財産を転得した者）に対する取消権の要件について、従来の規定ないし判例法理を改め、転得者自身が悪意（債権者を害すべき事実を知っていた）であっても、転得者の前者が善意（債権者を害すべき事実を知らなかった）であれば取消権を行使できないとされました。

(4)取消権行使に関する従来の判例法理を明文化（例えば、①詐害行為の取消しとともに、逸出財産の返還等を請求できること、②逸出財産の返還として金銭の支払又は動産の引渡しを求めた場合、債権者が受益者等に直接の支払等を請求できること等）する一方、従来の判例を改め、詐害行為取消の効力が債務者に及ぶ旨規定されました。

さらに、詐害行為取消による受益者の債務者に対する権利や転得者の債務者に対する権利が新たに創設されました。

(5)取消権行使の期間制限について、「債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時」（判例法理の明文化）から2年経過したときは訴えを提起できない旨を定め（出訴期間）、時効期間とする従来の規律を改めました。また、行為の時から起算される長期の期間制限を20年から10年に短縮しました。

(6)なお、改正法は、詐害行為が施行日後になされた場合に適用されます。

定型約款についても 民法で定められました。



弁護士 熊谷 建吾

定型約款とは

保険や運送、電気やガスの供給事業、ネットサービス等は、不特定多数の顧客を対象とする取引であり、取引の内容が画一的である方が、事業者だけではなく、顧客にとっても合理的であるといえます。こうした取引を「定型取引」といい、これに関する約款を「定型約款」といいます。

これまで民法においては、約款について定めはありませんでした。今回の民法改正で「定型約款」に関する定めが置かれることとなりました。

定型約款が契約に取り込まれる場合とは

「契約」は双方の合意ですので、合意していない事項は契約の内容に含まれないこととなるのが原則ですが、定型約款については、次の場合には、顧客との間でその内容につき合意したとはいえなくとも、契約に取り込むことができます。

①顧客が定型約款を契約内容とすることに合意したとき

たとえば、契約書に「〇〇約款が契約の内容になることを承知します」という条項があり、顧客がこの条項自体を了承して署名押印した場合には、約款自体を示さなくても、約款が契約に取り込まれることとなります。

②事業者が事前に定型約款を顧客に表示していたとき

上記①で示した例のような文言が契約書に記載されていなくても、契約の前に事前に約款が記載されたパンフレットを顧客に示す等した場合にも、約款は契約に取り込まれることとなります。ただしインターネット上のサイト等で公表していただいただけでは、十分ではないので留意が必要です。

③事業者が公表していたとき

上記②のとおり、原則として「公表」だけでは足りませんが、鉄道やバス等の旅客運送や郵便事業等では、事前に約款を顧客に表示することは困難です。そこで、これらの業種に関する特別法において、事前に約款を公表していれば契約に取り込まれることが定められています。

不当条項の取扱い

上述した①～③の要件を満たす場合であっても、顧客の利益を不当に害するような条項については、その限りではなく、契約には取り込まれないことが定められています。

定型約款の内容を表示する義務

契約の前、あるいは契約後の相当の期間内に、顧客から請求があった場合には、事業者は定型約款の内容を示さなければなりません。

定型約款の変更

上述のとおり、「契約」は双方の合意ですので、双方が合意しない限り、契約内容を変更することは認められないのが原則です。しかしながら、定型約款については、①顧客一般の利益に適合するとき②契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性、定型約款を変更することがある旨の定めの有無、及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

以上のいずれかに該当する場合には、事業者側において一方的に変更することができます。

いつもK&Mレポートをご覧いただき、ありがとうございます。
今回は、「民法(債権関係)の改正」について特集しました。
ご要望があればお送りいたしますので、ご連絡下さい。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://www.kmlaw.jp/>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101